

四肢のリンパ浮腫治療用

弾性着衣などの療養費支給のご案内

支給要件

【支給対象者】

以下のいずれかの方が、医師の指導のもと弾性着衣を購入した場合。

- リンパ節切除※1を伴うがんの手術を受けた後、四肢にリンパ浮腫を発症した方
- 四肢に原発性のリンパ浮腫を発症した方

【支給回数】

年2回までです。2回目の申請は1回目から6ヶ月以上経過※2している必要があります。

【支給枚数】

1回の支給で、1部位ごとに2着までと決められています。

(注) 申請窓口や自己負担の割当などは、所属されている保険者の事務所までお問い合わせください。

申請に必要な書類等

- 弾性着衣等装着指示書(担当医が用意)
- 弾性着衣等を購入した際の領収証※3(原本)
- 健康保険証、印鑑、振込口座がわかるもの
- 療養費支給申請書(申請窓口などに設置)

申請から支給までの流れ

- ① 担当医に「弾性着衣等装着指示書」を書いてもらいます(原則無料)。
- ② 「弾性着衣等装着指示書」に基づいて商品を購入し※4、「領収証」を発行してもらいます。
- ③ 保険者の事務所で申請します。
国民健康保険の方：役所
お勤めの方：協会けんぽ(電子申請可、裏面参照)、健康保険組合 など
「療養費支給申請書」に記入して、必要書類等と一緒に提出します。
- ④ 審査終了後、約2～6ヶ月後ご指定の口座に振り込まれます。

支給上限額

下記の金額を上限に、購入額から自己負担額を引いた金額が給付されます。

弾性ストッキング※5 ※6	28,000円 片脚用 25,000円
弾性スリーブ※5	16,000円
弾性グローブ※5	15,000円
弾性包帯※7	上肢 7,000円 下肢 14,000円

※1 鼠径部(そけいぶ)、骨盤部、腋窩部(えきかぶ)における。

※2 起算方法は保険者によって異なる場合がありますので、各自で保険者の事務所へ確認されることをお勧めします(起算日は領収書や装着指示書の日付など)。

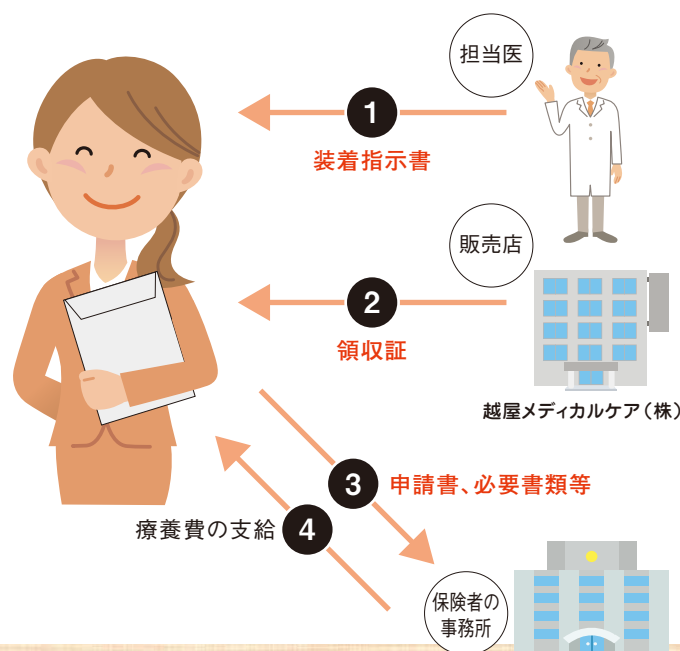
※3 金額のほか、何をいくつ購入したかなど記載が必要な場合があります。

※4 全額を一旦ご自分でお支払いください。

※5 圧迫力が30mmHg以上であることが条件ですが、装着指示書の特記事項に理由が記入されていれば20mmHgでも構いません。

※6 パンティストッキングタイプについては、両下肢で1着のため2着までとなります。

※7 医師の判断により、弾性ストッキング・弾性スリーブ・弾性グローブを使用できないとの指示がある場合に限りします。



詳しくは所属されている保険者の事務所(役所の保険年金課や協会けんぽなど)にお問い合わせください。

主な医療保険制度(2026年6月現在)

※自己負担額には限度額があります。
※自己負担割合は変更になる場合などがございます。

※自己負担割合は変更になる場合などがございます。

種類	健康保険の名称	概要	窓口	自己負担割合
地域保険	国民健康保険 (市町村国保)	被用者保険や後期高齢者医療制度などのほかの保険に加入していない方が加入する保険です。	各市区町村の担当窓口	
	国民健康保険組合 (国保組合)	業種や居住地域を限定して、主に個人事業主やフリーランスの方が加入する保険です。 例：医師、建設業、理美容師、税理士、弁護士 など	各「国民健康保険組合」の担当窓口	
被用者保険	協会管掌健康保険 (協会けんぽ)	中小企業の従業員が加入する、日本最大の公的医療保険です。 「全国健康保険協会」が運営を行っています。	「全国健康保険協会」の各都道府県支部の担当窓口	
	組合管掌健康保険 (組合健保)	大企業が単独で、または同業種の複数の企業が共同で設立する「健康保険組合」の保険です。	各「健康保険組合」の担当窓口	
	共済組合	国家公務員、地方公務員や学校職員が、職種や市区町村の区分ごとに加入する保険です。 例：国家公務員共済組、地方公務員等共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、自衛隊共済組合 など	各「共済組合」の担当窓口	
	船員保険	船員の方のみ加入できる保険です。 乗船時と下船時で補償内容が異なります。	全国健康保険協会 船員保険部の担当窓口	
	日雇特例被保険者の保険 (日雇健康保険)	日雇労働者※が加入する保険です。 ※日々雇用される方、または30日以内と定めて雇用されている方	「全国健康保険協会」の各都道府県支部の担当窓口	
後期高齢者医療制度		75歳以上の方、および65～74歳で一定の障がいがあると認定を受けた方が加入する保険です。	各都道府県の「後期高齢者医療広域連合」、または市区町村の後期高齢者医療の担当窓口	・一般所得者等 1割 ・一定以上所得のある方 2割 ・現役並み所得者 3割

上記の医療保険制度で補償されていない方の場合

- 無保険者（外国人を含む）
全額自己負担となります。
- 生活保護を受けている方
「医療扶助」制度を使えます。地域の福祉事務所が担当窓口です。

協会けんぽ 加入者の方へ

療養費支給の申請手続きを
オンラインで行えるようになりました。

ウェブサイトやスマホアプリ〈けんぽアプリ〉から簡単に申請できます。くわしくは協会けんぽウェブサイトの“**電子申請サービスについて**”をご覧ください。



QRコードからも
アクセスできます

協会けんぽ 電子申請

検索

